

特別徴収税額通知の電子データ（特別徴収義務者用）の受入方法

特別徴収義務者（給与支払者）用の税額通知の電子データがある場合、以下の操作を行うことで住民税額を社員マスターに反映することができます。

※操作を行う前に必ずバックアップを実行してください。

【操作】

- ① 「前準備」－「支給日の登録」を起動し、支給日コードを選択して「その他」タブを開きます。
- ② 「住民税6月分」に、「6月分の住民税額を徴収する給与支給回」が正しく設定されているかを確認します。

支給日の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 新規 修正 入力前 一括入力 前移動 次移動

参照 00 正社員

コード(C) 00
支給日名(N) 正社員

給与 賞与 その他

締日等(J):
住民税6月分 3: 6回目
給与締日 31日
締日区分 ☐ 当月締め ☒ 前月締め

- ③ 「社員」－「特別徴収」－「特別徴収税額通知受入」を起動します。
- ④ 「フォルダの指定」にて、特別徴収税額通知の電子データ（特別徴収義務者用）を格納しているフォルダを指定します。
- ⑤ 「受入先」として、「6月分・7月分以降」か「1～5月分」を選択し、「実行」をクリックします。

特別徴収税額通知受入

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 実行 住民税入力状況 ヘルプ

受入データ

フォルダの指定(U) C:\Users\%PCAN\Desktop\%税額通知データ保存先

☐ サブフォルダを含める

受入先

☒ 6月分・7月分以降 ☐ 1～5月分

2024年6月～12月分の住民税額を受け入れます。

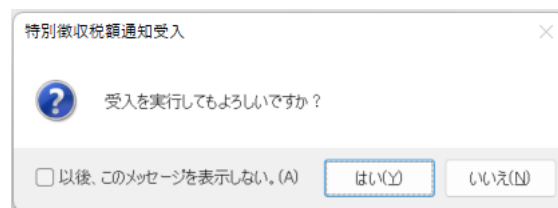
詳細設定

☒ 転送エラーが起きても続行する

ヘルプ 参照 実行 閉じる

248文字未満で入力します。フォルダのドロップでパスを自動入力できます。

- ⑥ 以下のメッセージが表示されますので、[はい] を選択します。



- ⑦ 「受入先社員の確認」画面が起動しますので、[受入元社員] と [受入先社員] を確認します。
 ※受入元（電子データ）と受入先（社員マスター）を比較し、社員コードと氏名の両方が一致する社員が見つからない場合、[コード一致] ボタン・[氏名一致] ボタン・手動のいずれかで、受入先社員を指定することができます。受入先として正しい社員を指定してください。



- ⑧ 住民税額の受入を行う社員にチェックが付いていることを確認し、[受入開始] をクリックします。
- ⑨ 「受入結果の確認」画面が起動しますので、[受入済] タブと [未受入] タブでデータの受入結果を確認します。



⑩ 「社員」－「社員登録」－「社員情報の登録」を起動し、データの受入を行った社員を選択します。

⑪ 「住民税」タブを開き、受入先の支給回に住民税額が反映されていることを確認します。

「住民税入力方法」が「通常入力」の場合

社員情報の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 新規 修正 入力前 社員のポータル 前移動 次移動 社員削除 一覧 ヘルプ

修正 92667 納税者 太郎 O 6

個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年末調整 給与 賞与 単価等 保険 住民税 通勤費

住民税入力設定(J):

住民税納付先	271004	大阪市	追加...
総括表提出先	271004	大阪市	
住民税入力方法	☒ 通常入力 ☐ 詳細入力		

通常入力(D):

月分	住民税
1～5回目 住民税 1～5月分	9,326
6回目 住民税 6月分	9,581
7～13回目 住民税 7月分以降	9,581

「住民税入力方法」が「詳細入力」の場合

社員情報の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 新規 修正 入力前 社員のポータル 前移動 次移動 社員削除 一覧 ヘルプ

参照 59862 納税者 太郎 O 7

個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年末調整 給与 賞与 単価等 保険 住民税 通勤費

住民税入力設定(J):

住民税納付先	271004	大阪市	追加...
総括表提出先	271004	大阪市	
住民税入力方法	☐ 通常入力 ☒ 詳細入力		

詳細入力(X):

回数	住民税
1回目	34,341
2回目	34,341
3回目	34,341
4回目	34,341
5回目	34,341
6回目	0 住民税 6月分
7回目	35,253
8回目	35,000
9回目	35,000
10回目	35,000
11回目	35,000
12回目	35,000
13回目	0

※ 「住民税」タブの「住民税入力方法」が「通常入力」の社員については、「特別徴収税額通知受入」を実行することで「詳細入力」に変更されることがあります。

(2024 年のような定額減税制度が施行されたり、従業員が期限後に確定申告を行ったりして、「7 月分以降」の住民税が同額ではない場合)

【注意】

各市区町村から特別徴収税額通知の電子データを受け取るには、地方税の電子申告を行う際に受取方法として「電子データ」を指定しておく必要があります。

【参考】

翌年 1～5 月分の住民税額につきましては、年末調整後に「ファイル」－「年次更新」を実行して翌年データを作成することで、自動的に反映されます。